

特定非営利活動法人（NPO法人）に係る県税の課税免除について

（令和5年1月）

第1 趣旨

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）は、特定非営利活動の健全な発展に資するため、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）支援のための県税の課税免除措置をしようとするものです。

第2 法人県民税の均等割の課税免除

- 1 収益事業を行わないNPO法人については、法人県民税の均等割を免除します。
- 2 収益事業を行うNPO法人については、当該NPO法人の設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち法人事業税の課税標準となる所得（前9年以内（平成20年3月31日以前に終了した事業年度において生じた欠損金については7年以内）の繰越欠損金がある場合は、法人税の所得の計算の例により、その控除後の所得とする。）が生じない事業年度に限り、当該事業年度に係る法人県民税の均等割を免除します。
- 3 課税免除の適用を受けようとする者は、課税免除申請書（様式第1号）に、第6の1に定める書類を添付して、法人県民税の申告期限までに課税地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければなりません。

なお、1に該当する場合においては、法人税の確定申告義務が生じないことから、免除した翌年度以降その内容に変更がないときは、課税免除申請書の提出は省略しても差し支えありません。

- 4 NPO法人が、収益事業を開始する場合は、収益事業開始届出書（別記様式1）により速やかに届け出なければなりません。ただし、設立時から収益事業を行う場合においては、法人の事業開始等申告書（岩手県県税条例施行規則第63条の別に定める様式第158号）の提出をもって収益事業開始届出書の提出に代えます。

第3 不動産取得税の課税免除

- 1 特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下「NPO活動」という。）の用に供する不動産を無償で譲り受けたNPO法人については、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除します。

なお、譲渡書等により、譲渡者から特定非営利活動法人に所有権が移転した事実を確認できないものについては該当しません。
- 2 建物を持分取得した場合や、建物の一部にNPO活動の用に供されない部分がある場合は、その持分以外の部分やNPO活動の用に供されない部分については課税免除の対象となりません。
- 3 課税免除の適用を受けようとする者は、課税免除申請書（様式第2号）に、第6の2に定める書類を添付して、当該不動産の取得から60日以内に局長に提出しなければなりません。

第4 環境性能割の課税免除

1 NPO活動の用に供するための自動車が無償で譲り受けたNPO法人については、当該自動車の取得に対して課する環境性能割を免除します。

なお、譲渡書等により譲渡者から特定非営利活動法人に所有権が移転した事実を確認できないものについては、課税免除の対象になりません。

2 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けたNPO法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（1の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する環境性能割を免除します。

- (1) 通所介護（介護保険法第8条第7項）
- (2) 通所リハビリテーション（介護保険法第8条第8項）
- (3) 短期入所生活介護（介護保険法第8条第9項）
- (4) 短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項）
- (5) 地域密着型通所介護（介護保険法第8条第17項）
- (6) 認知症対応型通所介護（介護保険法第8条第18項）
- (7) 小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条第19項）
- (8) 介護予防通所リハビリテーション（介護保険法第8条の2第6項）
- (9) 介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第7項）
- (10) 介護予防短期入所療養介護（介護保険法第8条の2第8項）
- (11) 介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第8条の2第13項）
- (12) 介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条の2第14項）
- (13) 第1号通所事業（介護保険法第115の45第1項第1号ロ）

※ 「第1号通所事業」は、医療・介護総合推進法（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限りません。

3 次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得（1及び2の規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する環境性能割を免除します。

- (1) 児童福祉法第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車
- (2) 障害者総合支援法第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、次に掲げる者に係る同法第5条第8項に規定する短期入所の用に供する自動車
 - ア 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児
 - イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

ウ 知的障害者福祉法にいう知的障害者

(3) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業の用に供する自動車

(4) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業の用に供する自動車

- 4 課税免除の適用を受けようとする者は、課税免除申請書（様式第3号）に、第6の3に定める書類を添付して、地方税法第160条の規定による環境性能割の申告をした日から15日以内に局長に提出しなければなりません。

第5 種別割の課税免除

- 1 第4の2及び3に掲げる自動車に課する種別割を免除します。
- 2 課税免除の適用を受けようとする者は、課税免除申請書（様式第3号）に、第6の4に定める書類を添付して、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は自動車保有手続のワンストップサービス（OSS）に係る電子納付の方法によって徴収されるものにあつては、地方税法第177条の13の規定による種別割の申告をした日から15日以内に局長に提出しなければなりません。

第6 課税免除申請書の添付書類

1 法人県民税の均等割

- (1) 事業報告書
- (2) 法人税の申告書の写し（収益事業を行っている場合に限る）

2 不動産取得税

- (1) 法人の登記簿謄本
- (2) 定款の写し
- (3) 土地（建物）登記簿謄本（未登記の場合は、固定資産税の納税義務者変更届の写し等、移転の事実を確認できる書類）

3 環境性能割

- (1) 法人の登記簿謄本
- (2) 定款の写し
- (3) 譲渡書等無償で譲り受けたことを確認できる書類
- (4) 第4の2に掲げる事業者の指定を受け、課税免除に該当する事業を行っていることを確認できる書類
- (5) 第4の3に掲げる事業に係る指定書の写し又は市町村との事業委託契約書の写し等課税免除に該当する事業を行っていることを確認できる書類
- (6) 事業計画書等課税免除を必要とすることを明らかにする書類

4 種別割

- (1) 法人の登記簿謄本
- (2) 定款の写し
- (3) 次のア又はイの書類
- ア 自動車検査証記録事項（紙に印刷したもの）

なお、I Cカード化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）の提示でも可。

イ 自動車検査証（電子車検証を除く。）の写し

- (4) 第4の2に掲げる事業者の指定を受け、課税免除に該当する事業を行っていることを確認できる書類
- (5) 第4の3に掲げる事業に係る指定書の写し又は市町村との事業委託契約書の写し等課税免除に該当する事業を行っていることを確認できる書類
- (6) 運転記録管理簿等その使用状況を確認できる書類
- (7) 事業計画書等課税免除を必要とすることを明らかにする書類

ただし、(1) から (5) については、初めて課税免除を受けた年度の次年度以降に申請を行う場合で、初年度と内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略しても差し支えありません。